

国保だより

第92号

今回は広報で

平成30年度から国保制度が変わります

平成30年度からは、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うことになります。

また、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

平成30年4月から変わる事

被保険者証等の様式が変わります

都道府県も国保の被保険者となるため、保険証や限度額適用認定証等の様式が変わります。

交付済みの保険証については、平成30年8月1日の更新の際に変更となります。

それまでは、現在お使いの保険証をお使いいただけます。医療機関等を受診する際に必要ですので大切に取り扱いましょう。

資格の取得、喪失は都道府県単位になります

都道府県内の他市区町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得、喪失は生じません。

ただし、転居後の市区町村において、改めて保険証が交付されます。

他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得、喪失が生じます。

(どちらの場合も市区町村への転入・転出の届出をお願いします)

高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

都道府県内の他市区町村への転出等であれば、高額療養費の多数回該当は通算されるようになります。

※多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

平成30年4月から変わらないこと

みなさんの国保の届出等の窓口は変わりません

市区町村国保の財政運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方は変わりません。

また、保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市区町村で変わりません。

交通事故などにあった場合はまず連絡を

国民健康保険に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者が負担するべきものですので、国保が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

従って、交通事故等で負傷して、保険証等を使って治療を受ける場合は、速やかに下記担当までご連絡ください。

医療費のお知らせ（医療費通知）について

平成30年4月以降に発送される医療費のお知らせ（医療費通知）については、再交付できませんので、大切に保管してください。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

野犬掃とうのお知らせと犬の適正飼育のお願い



町では狂犬病予防および町民や家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」「別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、野犬掃とうを行っています。

つながれていない犬を捕獲した場合、飼い主を特定できないときや人または家畜等への危険防止のため緊急を要するときは、野犬とみなし、処分する場合がありますので十分注意してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

5月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の**前月20日まで**に、申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意願います。

【くみ取り申込先】渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル TEL0120-57-9310 ※携帯電話からはつながりません。

また、各支所および連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



一部の地域で 収集日を変更します



収集業務の効率化を図るため、4月から一部地域で「もえないごみ・粗大ごみ等」の収集日を変更します。ご理解とご協力をお願いします。

地 区	変更前	変更後
中部市街（中西別・上春別市街）	第4金曜日	第2金曜日
南部市街（上風連市街）	第3金曜日	第1金曜日

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
4月	12日(木)	10日(火)	17日(火)
5月	10日(木)	8日(火)	15日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開きます。認知症予防にもつながる“脳活性化を意識した運動”も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方（64歳以下でも可）。



※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 町役場1階福祉部内

福祉入浴券申請受付について



町内に住所を有し、在宅している方を対象に福祉入浴券の申請を受け付けています。
希望される方は役場福祉課または最寄りの各支所、各連絡事務所で申請してください。

■年間助成枚数 1人6枚（ただし、10月以降に申請された方は3枚となります。）

■対象者 ①満65歳以上の高齢者
②身体障害者手帳1級から3級の所持者
③療育手帳所持者
④精神障害者保健福祉手帳所持者

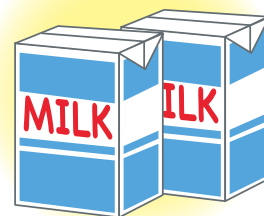
問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

福祉牛乳の支給申請について

福祉牛乳の対象者は下記のとおりとなっていますので、受給を希望される方は役場福祉課または最寄りの各支所、各連絡事務所で申請してください。

なお、現在受給している方の申請手続きは不要です。

■対象者 ①高齢者 満70歳以上の方
②妊産婦 妊婦 妊娠6カ月に入った月初めから出産した日まで
産婦 出産した日の翌日から1年間
③幼児 満1歳になった日から義務教育開始前の3月末まで
④身体障がい者（児） 1級から3級の手帳所持者
⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
⑥生活保護世帯 生活保護廃止となった月の末日まで
⑦ひとり親世帯 母親または父親と義務教育終了までの児童



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

別海町子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、子どもの健やかな成長のために、心身の発達に心配のある子どもや障がいを持つ児童とその保護者に対し、適切な支援やアドバイスを行います。

- ことばの遅れや発音が気になる。
- 運動が苦手、手先が不器用。
- 友だちと上手にコミュニケーションがとれない。
- 落ち着きがない、こだわりが強い。

など、子育てに不安を感じたり、子どもの発達で気になることがありましたら、お気軽に何でもご相談ください。

また、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターから専門職員（医師、療法士等）の派遣を受け、年数回、巡回療育相談を実施しています。希望される方は事前にご相談ください。



相談先

- 名 称 別海町子ども発達支援センター
- 住 所 別海町別海常盤町280番地（児童デイサービスセンターにこっと内）
- 営 業 日 月から金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 営業時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- T E L 0153-75-1929
- Eメール betsukai-day@educet03.plala.or.jp
（※個別療育中や訪問等により電話に出られない場合があります。）

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

巡回児童相談について



巡回児童相談は、釧路児童相談所が遠距離にある地域等を巡回し、児童に係る助言や指導等を行うことで、児童の健全育成を図ることを目的としています。

お申し込みは、相談実施日の2カ月前までに下記担当までご連絡ください。

1 相談内容

- 18歳未満の児童の心や体に関する相談
- 学校や家庭での問題についての相談
- 療育手帳等の判定
- その他児童に関する相談

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

2 日程

実施月日	相談時間
平成30年7月3日(火) 4日(水)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成30年8月29日(水) 30日(木)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成30年10月30日(火) 31日(水)	午前10時30分から午後5時30分 午前8時45分から午後3時45分
平成31年1月29日(火) 30日(水)	午前11時から午後5時30分 午前8時45分から午後3時15分

子育て支援員研修受講生募集

■日 時

7月9日(月)から14日(土) 午前9時から午後5時

■場 所

中標津町（場所未定）

■内 容

- 1日目 基本研修
2から4日目 地域保育コース
5から6日目 放課後児童コース



■受講料

無料（テキスト代として2,000円程度が必要となります。）

■申込方法

5月31日(木)までに電話、FAXまたは窓口にてお申し込みください。

子育て支援員とは

国が定めた研修を終了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことです。

4日目までの研修修了者を、全国共通の「子育て支援員」として認定します。（国家資格ではありません。）

なぜ子育て支援員が必要なの？

子ども・子育て支援新制度により、地域において保育や子育て支援事業の担い手となる人材が求められています。この研修を受講することによって、保育士等の資格をお持ちでない方でも保育や子育て支援分野の事業に従事することが可能となります。



Q 子育て支援に興味があるけど、どんな人が対象なの

A 別海町内に在住で心身ともに健康な方。性別や資格は問いません。

Q 子育て支援員になったら

A ①町が実施するファミリー・サポート・センター事業の協力会員になれます。

②お子さんを預かる家庭的保育（保育ママ）事業や一時預かり事業の保育従事者や保育施設等で補助的職員等になれます。（雇用を約束するものではありません。）

問合せ／こども・子育て担当（内線1331）

子育て支援員研修受講申込書

住 所			
氏 名		生年月日	